

令和6年度 償却資産申告の手引き

町税につきましては、平素より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、固定資産税の対象となる償却資産の所有者は、毎年1月1日現在、所有している償却資産を資産所在地の市町村長へ申告することになっています。(地方税法第383条)

つきましては、この手引きを参照のうえ、申告書を作成しご提出ください。

申告書は、**令和6年1月31日(水)**までに提出をお願いいたします。

提出方法

- 【窓口提出の場合】 さつま町役場 本庁 税務課資産税係
各支所 総務税務係
- 【郵送の場合】 さつま町役場税務課資産税係宛て(下記提出先参照)
※申告書控えが必要な方は、申告書の写しと切手を貼った返信用封筒を必ず同封してください。
- 【電子申告の場合】 eLTAxホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp>) をご確認ください。

なお、申告書は1部のみ送付いたしますので、必要に応じて控えを取ってください。申告書等の様式については、さつま町ホームページ (<http://www.satsuma-net.jp>) からダウンロードできます。

申告書の提出先・お問合せ先

〒895-1803

鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2

さつま町役場 税務課 資産税係

TEL 0996-24-8924 (直通)

(鶴田支所総務税務係・薩摩支所総務税務係でも受け付けます。)

さ つ ま 町

I 償却資産とは

(1) 償却資産とは

固定資産税である償却資産とは、土地、家屋以外の事業の用に供する有形固定資産（構築物、機械・設備、器具・備品）で法人税又は所得税法の規定により、減価償却額又は減価償却費が損金又は必要経費に算入されるもののうち、その取得額が少額である資産、その他政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されないものが所有する資産を含む）をいいます。（地方税法第341条第4号）

※ 償却資産の種類と具体例

種類	種類の名称	課税対象となる償却資産の例（事業用の資産に限る）
第1類	構築物	構内舗装、駐車場舗装、門、塀、フェンス、広告塔、緑化施設、屋外給排水管、屋外排水溝 など
	建物付属設備	受変電設備、予備電源設備、駐車設備、テナント内部造作、生産事業の工程上必要な設備（工場における動力用電気設備、製品の洗浄用・冷却用の給排水設備、加熱用のガス設備、ボイラー設備など）、建物から独立した設備（スポットライト、外灯など）、中央監視制御装置 など
第2類	機械及び装置	工作機械、木工機械、印刷機械、食品製造加工機械、モーター、ポンプ類等の汎用機械類、土木建設機械（標識の分類番号が0、00～09及び000～099）の車両、化学装置、太陽光発電設備 その他各種業務用機械及び装置 など
第3類	船舶	漁船、客船、ボート、巻上機、GPS、漁網、いけす など
第4類	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー など
第5類	車両及び運搬具	フォークリフト等の大型特殊自動車（標識を取得している場合分類番号が9、90～99及び900～999）、各種運搬車 など
第6類	工具、器具及び備品	厨房機器及び用品、冷凍・冷蔵庫、陳列ケース、ガス湯沸器、ロッカー、応接セット、テレビ、放送機器、室内装飾品、コピー機、パソコン、プリンター、LAN設備、ファクシミリ、じゅうたん、カーテン、自動販売機、電話機、理容・美容器具、看板、ネオン、金庫、レジスター、医療用機器 など

(2) 建設設備における償却資産と家屋の区分

家屋（建物）には、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備などの家屋と一体となった建築設備（建物付属設備）が取り付けられています。

固定資産税ではそれらを家屋と償却資産に区分して評価します。家屋の所有者と異なる者（賃借人）が施工した内装・造作及び建築設備は償却資産として取り扱います。

《参考》一般的な区分の例示

	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係			
		同じ場合		異なる場合	
		家屋	償却	家屋	償却
1	床、壁、天井仕上げ	○			◎
2	工場等の動力源である電気設備、中央監視制御装置		◎		◎
3	建物における受変電設備、発電機設備、蓄電池設備		◎		◎
4	電気設備（2、3に該当するものを除く）	○			◎
5	冷凍倉庫における冷凍設備		◎		◎
6	給排水、衛生設備	○			◎
7	冷房・暖房及び通風設備、（8に該当するものを除く）、ボイラー設備、（工場等の生産設備であるものを除く）	○			◎
8	ルームクーラーやパッケージエアコン等の空調設備（家屋と構造上一体となっているものを除く）		◎		◎
9	簡易舗装設備、間仕切り（簡易なものを除く）	○			◎

（3）業種別の主な償却資産と耐用年数

業種名	主な償却資産の例（○内数字は一般的な耐用年数）
各種共通	金属製の事務机・キャビネット・椅子⑮、コピー機⑤、金庫⑳、エアコン⑥、ファクシミリ⑥、テレビ⑤、パソコン④、応接セット⑧、電話設備⑥、カーテン③、ブラインド⑩、広告塔⑳、立看板③
小売業	冷蔵ショーケース⑥、自動販売機⑤、冷蔵庫⑥、レジスター⑤
飲食店	飲食店業用設備⑧、冷蔵庫（業務用大型）⑧、可動間仕切り⑮、冷暖房機器⑥、店舗内装（賃借人が施工したもの）⑩
食品製造業	ガス引込設備⑮、食料品製造業用設備（ミキサー、冷凍機、コンベア、ボイラー等）⑩、陳列棚⑧
建設業	パワーショベル⑥、ブルドーザー⑥、フォークリフト④、発電機⑩、大型特殊自動車④
理容・美容業	理美容機器（スチーマー、殺菌器、タオル蒸し器）⑤、サインポール③
クリーニング業	屋外給排水設備⑧、洗濯機・脱水・乾燥機・プレス機⑬
不動産賃貸業 貸駐車場	アスファルト舗装⑩、コンクリート舗装⑮、フェンス⑩、屋外灯⑩、機械式駐車設備⑩、無人駐車管理装置⑤
自動車整備業	二柱リフト⑮、タイヤチェンジャー⑮、測定工具⑤、検査工具⑤

(4) 償却資産の種類と範囲

ア 固定資産の対象とならない資産

- ・土地及び家屋として固定資産税が課される資産
- ・耐用年数が1年未満又は取得価格が10万円未満で一時に損金算入しているもの
- ・取得価格が20万円未満の資産で、税務会計上3年間で一括償却しているもの
- ・鉱業権、漁業権、特許権、ソフトウェアなどの無形減価償却資産、繰延資産
- ・自動車税・軽自動車税の課税客体となる資産
- ・リース契約で借りている資産（割賦販売と同様の契約内容の資産を除く）
- ・牛、馬、果樹その他の生物（観賞用、工業用その他これらに準ずる用に供する生物を除く）

イ 固定資産の対象となる資産

土地、家屋以外の有形固定資産で、令和6年1月1日現在、事業の用に供することができる次の事項に該当するもの

- ・使用可能な期間が1年未満又は取得価格が20万円未満の償却資産であっても個別償却している資産
- ・事業主の都合により減価償却を行っていない資産
- ・建設仮勘定で経理されている資産、簿外資産、償却済資産であっても、その一部または全部が1月1日現在、事業の用に供することができる資産
- ・遊休資産、未稼働資産であっても1月1日現在、事業の用に供することができる資産
- ・リース資産（他の事業所に貸し付けている資産）
- ・割賦購入資産などで、代金を完済していないものであっても事業の用に供している資産（所有権保留付割賦販売と同様のリース物件を含む）
- ・改良費のうち資本的支出として資産計上している資産（本体部と区分し、取得年月の異なる資産ごとに申告してください。）
- ・家屋に施した建築設備・造作等のうち、償却資産として取り扱うもの

※大型特殊自動車と小型特殊自動車の区分

大型特殊自動車と小型特殊自動車（軽自動車税の課税対象）の区分については、次の要件を1つでも満たす場合は大型特殊自動車（固定資産税の課税対象）となります。

- ① 自動車の長さが4.7mを超えるもの
- ② 自動車の幅が1.7mを超えるもの
- ③ 自動車の高さが2.8mを超えるもの
- ④ 最高速度が毎時15kmを超えるもの

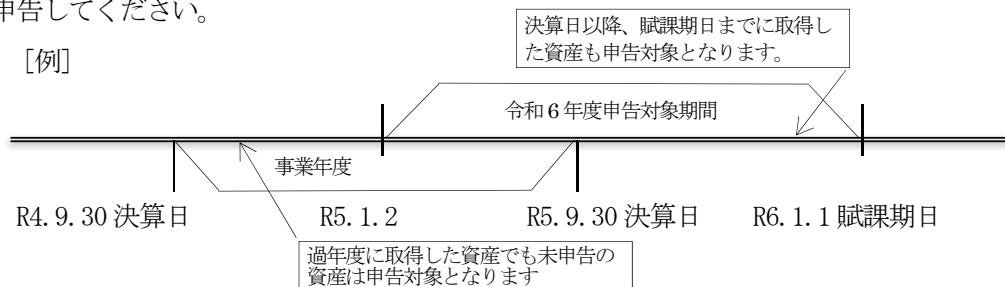
Ⅱ 償却資産の申告

(1) 償却資産の申告が必要な方

令和6年1月1日現在、さつま町内において事業（製造業、販売業、建設業、サービス業などすべての事業）の用に供することができる償却資産を所有している方、又は他の事業者に貸し付けている方

(2) 固定資産税の賦課期日と事業年度

固定資産税の賦課期日は1月1日です。企業の事業年度の末日が賦課期日と異なる場合で、事業年度以降、賦課期日までの間に資産の増加、減少がある場合は、その資産についても申告してください。



決算日から賦課期日までの間(例ではR5. 10. 1からR6. 1. 1)に取得した資産で、令和6年度の申告に間に合わない場合は、当初申告後に修正申告をお願いいたします。

この資産が、翌年度の申告書に初めて記載された場合は、申告漏れ分として遡及課税されることがありますので、予めご承知ください。

(3) 国税と取扱いが異なる主な項目

項目	固定資産税の取扱い	所得税・法人税の取扱い
償却計算の期間	暦年（賦課期日制度）	事業年度（決算期）
減価償却の方法	定率法	定率法・定額法の選択制
前年中の新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却
評価額の最低限度	取得価格の5%	備忘価格（1円）
圧縮記帳の制度	認められません （国庫補助金等の圧縮額は、取得価格に算入されます。）	認められます
特別償却・割増償却 （租税特別措置法）	認められません	認められます
中小企業者の少額資産 の損金算入の制度 （租税特別措置法）	認められません （課税対象になります）	認められます
改良費（資本的支出）	区分評価 （改良を加えられた資産と改良費を区分して評価）	原則区分評価（一部合算も可）

(4) 課税標準額・免税点・税率など

- ・課税標準額…個々の資産の取得価格、取得時期及び耐用年数をもとに評価額を算出した額が課税標準額となります。
- ・免税点…課税標準額の合計額が150万円未満の場合は課税されません。
(150万円未満であっても申告は必要です。)
- ・税率…100分の1.4

(5) 評価額及び税額の算出方法について

償却資産の評価額は、償却資産の取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき、申告していただいた資産について、一品ごとに賦課期日（1月1日）現在の評価額を算出します。

前年中（R5年中）に取得した資産	前年前（R4年以前）に取得した資産
取得価額×(1-r/2) = R6年度評価額	前年度評価額×(1-r) = R6年度評価額

r：耐用年数に応ずる減価率

初年度減価残存率…(1-r/2) 取得月にかかわらず半年分の減価残存率（表のA欄）

2年目以降減価残存率…(1-r)：1年分の減価残存率（表のB欄）

※1月1日取得の資産については、その前年の12月を取得年月とします。

税額 = 評価額（課税標準額）× 1.4/100

減価残存率表（抜粋）

耐用年数	減価率 r	減価残存率		耐用年数	減価率 r	減価残存率		耐用年数	減価率 r	減価残存率	
		前年中 取得 A	前年前 取得 B			前年中 取得 A	前年前 取得 B			前年中 取得 A	前年前 取得 B
2	0.684	0.658	0.316	14	0.152	0.924	0.848	30	0.074	0.963	0.926
3	0.536	0.732	0.464	15	0.142	0.929	0.858	35	0.064	0.968	0.936
4	0.438	0.781	0.562	16	0.134	0.933	0.866	40	0.056	0.972	0.944
5	0.369	0.815	0.631	17	0.127	0.936	0.873	45	0.050	0.974	0.950
6	0.319	0.840	0.681	18	0.120	0.940	0.880	50	0.045	0.977	0.955
7	0.280	0.860	0.720	19	0.114	0.943	0.886	55	0.041	0.979	0.959
8	0.250	0.875	0.750	20	0.109	0.945	0.891	60	0.038	0.981	0.962
9	0.226	0.887	0.774	21	0.104	0.948	0.896	65	0.035	0.982	0.965
10	0.206	0.897	0.794	22	0.099	0.950	0.901	70	0.032	0.984	0.968
11	0.189	0.905	0.811	23	0.095	0.952	0.905	75	0.030	0.985	0.970
12	0.175	0.912	0.825	24	0.092	0.954	0.908	80	0.028	0.986	0.972
13	0.162	0.919	0.838	25	0.088	0.956	0.912	85	0.026	0.987	0.974

(6) 課税標準額の特例

地方税法第349条の3及び同法附則第15条に該当する一定の要件を備えた償却資産は、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。課税標準の特例に該当する資産がある場合は、償却資産申告書（課税標準の特例欄の「有」に○印を）、種類別明細書（増加資産・全資産用）の摘要欄にその旨の表示と適用条項を記載し、特例適用を確認できる資料（届出書、許認可書の写しなど）の添付をお願いいたします。

(7) 太陽光発電設備に係る償却資産

太陽光発電設備は償却資産に該当し、固定資産税の課税の対象となる場合があります。

下記の表①、②により課税の対象となる場合は、申告が必要です。

①設置者及び発電規模別の課税区分

設置者	10kw 以上の太陽光発電設備 (余剰売電・全量発電・自家消費発電)	10kw 未満の太陽光発電設備 (余剰売電)
個人 (住宅用)	家屋の屋根などに経済産業省の認定を受けた太陽光発電設備を設置して発電量の全量又は余剰を売電される場合並びに自家消費発電設備は事業用資産となり、発電に係る設備は課税の対象となります。	売電するための事業用資産とはなりませんので、償却資産としては課税の対象外となります。
個人 (事業用)	個人の方であっても事業の用に供している資産については、発電出力量や全量売電か余剰売電又は自家消費発電にかかわらず償却資産として課税の対象となります。	
法人	事業の用に供している資産になりますので、発電出力量や全量売電か余剰売電又は自家消費発電にかかわらず償却資産として課税の対象となります。	

②太陽光発電設備等に係る部分別評価区分

設置方法	太陽光発電設備					
	太陽光パネル	架台 ヤール	接続 ユニット	シパワー コンディ ショナー	表示 ユニット	電力量計等
太陽光パネルを家屋の屋根材として設置	家屋	家屋	償却	償却	償却	償却
太陽光パネルを架台に乗せて屋根に設置	償却	償却	償却	償却	償却	償却
太陽光パネルをカーポートや庭など、家屋以外の場所にも設置	償却	償却	償却	償却	償却	償却

※ 家屋…固定資産税（家屋）に該当し、家屋の評価額に含まれているため申告は不要。

償却…固定資産税（償却資産）に該当し、申告が必要。

※ 平成28年4月1日以降に取得された、固定価格買取制度の認定を受けた再生可能エネルギー発電設備については、課税標準の特例が適用されなくなりました。再生可能エネルギー事業者支援事業に係る補助金を受けた自家消費型の太陽光発電設備のみが、課税標準の特例の対象となっています。

Ⅲ 償却資産申告書の提出について

(1) 提出していただく書類

申告書の記載例を参照し、次の書類を作成し提出してください。申告書の送付は1部ですので、控えが必要な場合は写しを取ってから提出してください。また、受付印が必要な場合は、申告書の写しと返信用切手を貼った封筒を同封してください。

追加の申告書が必要な場合は、表紙連絡先へ連絡又はさつま町のホームページから様式をダウンロードしてください。

書類名	記入上の注意
(1) 償却資産申告書	1 申告内容について、問い合わせをする場合の電話番号を記入してください。 2 法人番号を記入してください。(個人番号は記入する必要はありません。) 3 資産に異動がない場合は、申告書の備考欄に「増減なし」と記入してください。 4 廃業された場合は、備考欄に「令和5年〇月廃業」等の記入をしてください。
(2) 種類別明細書 (増加資産、全資産用)	1 前年度までに申告した内容が印字されている場合 ・評価額は令和6年度の価格が印字されています。 ・前年中に異動があった場合や記入漏れのある資産について、増加した資産の必要事項を朱書きしてください。 2 資産内容が印字されていない場合(初めて申告する場合) ・令和6年1月1日現在所有しているすべての資産を記入してください。
(3) 種類別明細書 (減少資産用)	1 減少した資産の明細を記入してください。 2 資産明細が印字されている場合は、(2)の全資産明細を赤線で訂正し、備考欄に減少の理由を記入されてもかまいません。数量の一部が減少した場合も同様です。

(2) 自社電算処理による申告

- ① 毎年度、1月1日現在の所有資産について全資産申告が必要です。
- ② 償却資産の申告書(地方税法施行規則第26号様式)、全資産用の種類別明細書(地方税法施行規則第26号様式別表1)の様式にある記載項目のすべてを記載してください。
- ③ 賦課決定上必要ですので、取得価額、評価額、課税標準額はすべて記載してください。
- ④ 課税標準の特例の適用がある場合は、その特例率、課税標準額を記載してください。
 ※特例の適用がわかるものを添付してください。

(3) 電子申告の利用について

インターネットを利用した償却資産の電子申告(eLTAX)でも申告することができます。申告データの作成方法や利用方法については、eLTAXホームページをご覧ください。

また、eLTAXのご利用に際し、不明な点等ありましたら、eLTAXホームページの「よくあるご質問」をご覧ください。

eLTAX(エルタックス)に関するお問い合わせ先

eLTAXホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

eLTAXホームページの「よくあるご質問」 <https://eltax.custhelp.com/>

IV その他

(1) 実地調査等について

地方税法第353条及び第408条の規定に基づき、町税務担当職員が償却資産の評価のためにお問い合わせすることや、実地調査にお伺いすることがあります。その際は、ご協力をよろしくお願いいたします。

また、地方税法354条の2の規定に基づき、法人税又は所得税に関する書類について閲覧等をお願いする場合があります。

これらの実地調査等により、修正申告をお願いすることがあり、資産の取得年に応じて遡及課税等を行うことがありますの、御理解と御協力をお願いいたします。

(2) 申告書提出期限等について

本町では、正確で公平な資産の評価を行うため、電子計算機を利用し償却資産一品ごとに評価事務を行っています。提出していただく申告書及び種類別明細等は評価事務を行う際の入力原票として使用いたしますので次ページ以降の「記入例」参照し、正しく記入してください。

また、賦課期日(1月1日)現在の評価額の決定を3月31日までに行う必要があるため、期限までの提出をお願いいたします。期限までに提出のない場合や無申告の場合、資産異動がないものとして「みなし課税」を行う場合があります。

V 償却資産申告書等の記載方法

(1) 償却資産申告書

第二十六号様式

令和 年 月 日		令和 6 年度		記載例																														
受付印		さつま町長 殿		償却資産申告書 (償却資産課税台帳)																														
1	住所 (ふりがな) 又は特種通知書の送付先	〒 895-1803 さつま町宮之城屋地1565番地2 (電話 53-1111)		3	個人番号又は法人番号	*****				4	事業種目 (資本金等の額)	金属製品製造業 (20000000 円)		8	短縮耐用年数の承認	有	9	増加償却の届出	有	10	非課税該当資産	有	11	課税標準の特例	有	12	特別償却又は圧縮記帳	有	13	税務会計上の償却方法	定率法	14	青色申告	有
2	氏名 (ふりがな) 氏名 法人にあっては、その名称及び代表者の氏名	かぶしがいがいしゃ ころおっこうぎよう 株式会社 甲乙工業 代表取締役 甲乙太郎 (屋号)		5	事業開始年月	平成 5 年 4 月		6	この申告に添付する者の係及び氏名	経理課 甲乙次郎 (電話 53-1111)		7	税理士等の氏名	薩摩太郎 (電話 35-1111)																				
資産の種類	取	得	価	額																														
1	構築物	前年前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)	計 (イ+ロ+ハ) (ニ)																													
2	機械及び機械	7 835 000	2 500 000	3 250 000	7 835 000																													
3	船舶	19 734 000			20 484 000																													
4	航空機																																	
5	車両及び運搬具																																	
6	器具及び備品																																	
7	合計	1 560 000	3 450 000	3 819 700	1 179 700																													
資産の種類		評価額 (イ)	決定価格 (ロ)	課税標準額 (ハ)																														
1	構築物																																	
2	機械及び機械																																	
3	船舶																																	
4	航空機																																	
5	車両及び運搬具																																	
6	器具及び備品																																	
7	合計																																	
16 借 用 資 産		貸主の名称等 サツマリース株式会社		借入(リース)資産の有無について、該当する方を○で囲んでください。 [○] 有 [] 無		17 事業所用家屋の所有区分		自 有		借 家		18 備考 (添付書類等)																						
15 町内における事業所等資産の所在地		① さつま町宮之城屋地1565-2		② さつま町成居 1-1		事業所の資産の所在地を記入してください。2ヶ所以上の資産所在地がある場合には、それぞれの所在地を記入してください。		事業所の所在地を記入してください。該当する方を○で囲んでください。借用資産がある場合には、貸主の名称等を記載してください。					※解散、廃業、組織変更、住所変更等がある場合には記載ください。 (例) 令和5年4月廃業 令和5年4月1日〇〇会社と合併し、〇〇会社へ 令和5年9月株式会社△△△へ社名変更 償却資産なし 該当資産なし																					

(2) 種類別明細書 (増加資産、全資産用)

第二十六号様式別表一

令和 6 年度		種類別明細書 (増加資産・全資産用)										所有者名		枚のうち	
※ 所有者コード		甲告年度を記載してください										株式会社 甲乙工業		枚	
行番号	資産コード	資産の名称	数量	取得年月		取得価額	減価償却資産の耐用年数	課税標準額	※ 課税標準の特例		備考	増加事由	備考		
				年	月				コード	率					
01	2	スライス盤	15	5	3	3,250,000	9					①, 2			
02	6	看板	15	5	3	457,000	10					①, 2			
03	6	空調機	15	5	4	112,700	6					①, 2			
04												1, 2			
05												1, 2			
06												1, 2			
07												1, 2			
08												1, 2			
09												1, 2			
10												1, 2			
11												1, 2			
12												1, 2			
13												1, 2			
14												1, 2			
15												1, 2			
16												1, 2			
17												1, 2			
18												1, 2			
19												1, 2			
20												1, 2			
			小計												
													3,819,700		

記載する必要はありません

【取得年月】
資産の取得年月日を記入してください。ただし、1月1日に取得した場合は、その前年の12月を取得年月としてください。
年号については、明治→1、大正→2、昭和→3、平成→4、令和→5とし、それぞれの年号に対する数字を記載してください。

【取得価額】
資産を取得するために支出した金額(付帯費用を含みます。)を記載してください。なお、圧縮記帳は、固定資産評価上、認められていませんので、圧縮記帳額を含めた取得価額を記載してください。

【耐用年数】
「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(耐用年数省令)の別表第1、第2、第5及び第6に掲げる耐用年数を記載してください。短縮耐用年数を適用している場合は、短縮された耐用年数を記入してください。(耐用年数の短縮承認通知書)

【増加事由】
資産を取得した事由について、該当する番号を○で囲んでください。
1: 新品取得
2: 中古品取得
3: 移動による受け入れ
4: その他

【備考】
当該資産について、次のような事項がある場合は、記入してください。
・課税標準額の特例の適用がある資産については、その旨の表示と適用条項(例: 特349の3①)
・他の市町村からの移動等により受け入れた資産については、移動の年月
・耐用年数の短縮を適用している資産については、その旨を表示(例: 短縮)
・中古資産の見積耐用年数を適用している資産については、その旨を表示(例: 中古)
・増加償却を行っている資産については、その旨の表示(例: 増加)
・その他、当該資産の価格の決定にあたって必要な事項

注意: 「増加事由」の欄は、1 新品取得, 2 中古品取得, 3 移動による受け入れ, 4 その他のいずれかに○印をつけてください。

